

第1回 口頭弁論開かれる

2月13日午後2時から札幌地裁805号法廷で（札幌地裁で一番大きい法廷です）1時間半弱にわたって、記念すべき第一回期日（「期日」とは、裁判所や当事者など訴訟関係者が訴訟に関する行為をする日時をいいます）が開かれました。

まず原告が提出した訴状が陳述され、次に被告が提出した答弁書が陳述される、という手続きが行われました。ちなみに訴状とは、裁判所に民事訴訟を起こす際に提出する書面のことをいい、「誰が原告」「誰を被告」「どういう理由で請求原因」訴え、「どういう判決を希望するか請求の趣旨」が記載されています。

答弁書は訴状に記載された請求原因や請求の趣旨を認めるか否かが記載された書面のことです。そして陳述とは、原告や被告が、裁判所に対して事件に関する主張を行うことを言いますが、通常は口頭ではなく書面で行われあらかじめ提出している書面の内容を「陳述します」の一言で終わります。

しかしながら、この泊原発廃炉訴訟のように事件が大規模かつ社会的問題に関するものの場合、意見陳述が行われることが多く、この日も原告からは訴状の内容についてわかりやすくかつポイントをついた意見陳述が行われました。

まず原告団から、団長の斉藤武一さんと副団長の常田益代さんの意見陳述が行われました。岩内町民の斉藤さんは、「泊原発によって故郷はねじ曲げられ、苦悩の道を歩んでいる」として、岩内町の小学生が原発の爆発が怖いから故郷に残りた



札幌地方裁判所前で

くないと学校で発言したこと、町民は常に泊原発で事故が起きるかわからないという強い不安を抱えていること、原発誘致以降岩内の基幹産業だった漁業が壊滅状態になったこと、原発交付金が地域に歪みを生じさせているといった現地の深刻な状況について意見を述べ、「故郷再生・原発のない新しい北海道を造るためにも、泊原発の廃炉を求める」と締めくくりました。

つぎに北海道大学の元建築史・美術史教授の常田さんから原発は人間の生き方を問い、正義を問い、倫理を問い、人間の地球への関わりかたを問う問題だとして、自然の威力の前で人間は奢ってはならず、現在の科学では正確に地震を予知できない以上、地球が地震活動期にある現在、地震大国の日本において、地震活動期以前の甘い設計基準で建設されている日本の原発は非常に危険であることが述べられました。また放射性物質と核廃棄物は無毒化できないことや、内部被ばくを受けている原発作業員の人権が無視され一度事故が起これば、地域の子供たちの健康や暮らし・自然・基幹産業に甚大な被害が生じるのであり、人々の基本的人権を侵してまで原発を稼働することは倫理的に許されるものではないとし、原発安全神話が壊れた今、私達人間は同じ間違いを繰り返すべきでないと主張しました。

原告団のつぎに弁護団からも意見陳述がなされました。①現在、全国各地で原発差し止めの裁判が起こされていること。脱原子力エネルギーは可能であること。②福島原発事故は、国際的評価基準に照らしてもチェルノブイリ原発事故と並ぶ史上最悪の原発事故である



前列右から 小野共同代表、菅澤弁護士事務局長、河合弁護士、市川弁護団長、斉藤原告団長、常田原告副団長

こと。福島において多方面にわたる深刻な被害が広がっており、それだけでなく国内広い範囲にわたって放射能被害が日々拡散していること。こうした甚大な被害を生み出している福島事故のような原発事故は、泊原発でもいつ起きてもおかしくないこと。

③日本は地震大国であるにもかかわらず多数の原発が立地し、まさに「地震付き原発」を抱えていること。

④原子力発電の仕組みとして、燃料であるウラン235が分裂する際に発電のためのエネルギーとともに「死の灰」と言われる核分裂生成物が大量に生じること。泊原発の原子炉の型式は加圧水型原子炉(PWR)というものであり、放射性物質が含まれる部分(一次冷却系といいます)が常に157気圧という高圧にさらされていることからこの部分に事故が起きますと、一挙に放射能を含んだ一次冷却水が抜けだしてしまうという危険な構造であること。などが主張されました。DVDの動画やパワーポイントを活用し、わかりやすく、かつ原告の主張のポイントをついた陳述が行われました。傍聴席は満席で、全員が真剣に原告の意見陳述に聞き入っていました。

(弁護士 林千賀子)

北電は「絶対的な安全は不可能」と開き直り



左、齊藤原告団長 中央、市川弁護団長 右、河合弁護士

口頭弁論後、記者会見と報告集会が弁護士会館で開かれました。北電は答弁書で「原発に関し、絶対的な安全性を求めることはできない。常に幾ばくかの危険性は伴う。時には危険性の程度と、科学技術利用で得られる便益との比較を考慮して利用している」と主張しました。市川守弘弁護団長は「開き直りであり怒りを持ってこの事実を道民に伝えたい」と話しました。またこの日のために東京から来られた、脱原発弁護団全国連絡会代表の河合弘之弁護士は「原発訴訟で電力側がここまで開き直ったのは初めて。原発は事故になれば取り返しがつかない。科学技術に関する一般論では通用しない」と批判しました。

主権者が社会を変える



チェルノブイリ以降、日本で最初に営業稼働されたのは泊原発一号機。福島事故の後、またしても最初に稼働となったのは泊原発三号機。そして定期点検のため最後に止まるのも(多分)！世界から「北海道民は、どこまで呑気なのだ」と思われていたとしても不思議はない。冬期間の有事の際、確実に避難経路への誘導がされるのか？ 除雪のための人員確保は？ ヨウ素剤の備蓄は8万錠のみ。有事の際の経口は一刻を争うのに住民には手渡されてもいない・・・など問題は相変わらず福島原発事故前と変わりなく積み上げられたままだ。長年にわたって電力の需給状況や余剰電力の数値を追いかけるエネルギー論争に持ちこまれ続けた原発問題だったが、福島の事故は日本全体の産業、経済、自然環境、命たちの未来、そして人々の心に甚大な被害を与え続けている。住民投票条例制定案(1988年)の署名運動以来久しぶりに「主権者が社会を変える」と信じ私は原告になった。

(原告・マシオン恵美香)

口頭弁論傍聴記

初めて傍聴席に座りました。しかも我が原告団の息遣いが聞こえてきような近さでした。

齊藤武一原告団長、常田益代副団長の意見陳述(p3~4)は論点が整理され、感動的でした。弁護団の、パワーポイントを使つての泊原発の問題点の説明も簡潔でした。気になったのは北電側の若い弁護士の姿でした。意見陳述の間、全く顔色は変わりませんでした。

私は学生時代に水俣病に出会い、公害反対運動にのめり込みました。当時読んだ、石牟礼道子さんの「苦界浄土」は何度も読んだバイブルです。工場排水などに含まれるメチル水銀が魚や貝に蓄積し、これを食べた多くの人々が、水俣病になり苦しみました。美しい不知火海で漁を生業としてきた人々に訪れたいわれなき水俣病に衝撃と怒りを覚え、市民運動に加わったのです。公害反対から自然保護に、そして原発反対運動にとつながりましたが、原発を止めることは出来ませんでした。2011年3月11日に起きた福島原発の事故。人間の力では制御できないことをまざまざと教えてくれました。泊原発はその地で生きる人たちだけの問題ではありません。泊から100キロ圏内に6割の道民が暮らしているのです。原告と弁護団の陳述を聞き、612人の原告のひとりとして歴史的な訴訟に加わっていることを改めて実感した一日でした。

(事務局・原告・樋口みな子)

